

第5章 雜則（条例第30条～第37条）

5. 1 巡視活動（条例第30条）

○不適切な事業の把握や許可事業の施工状況を確認するため、定期的に巡視活動を行う。

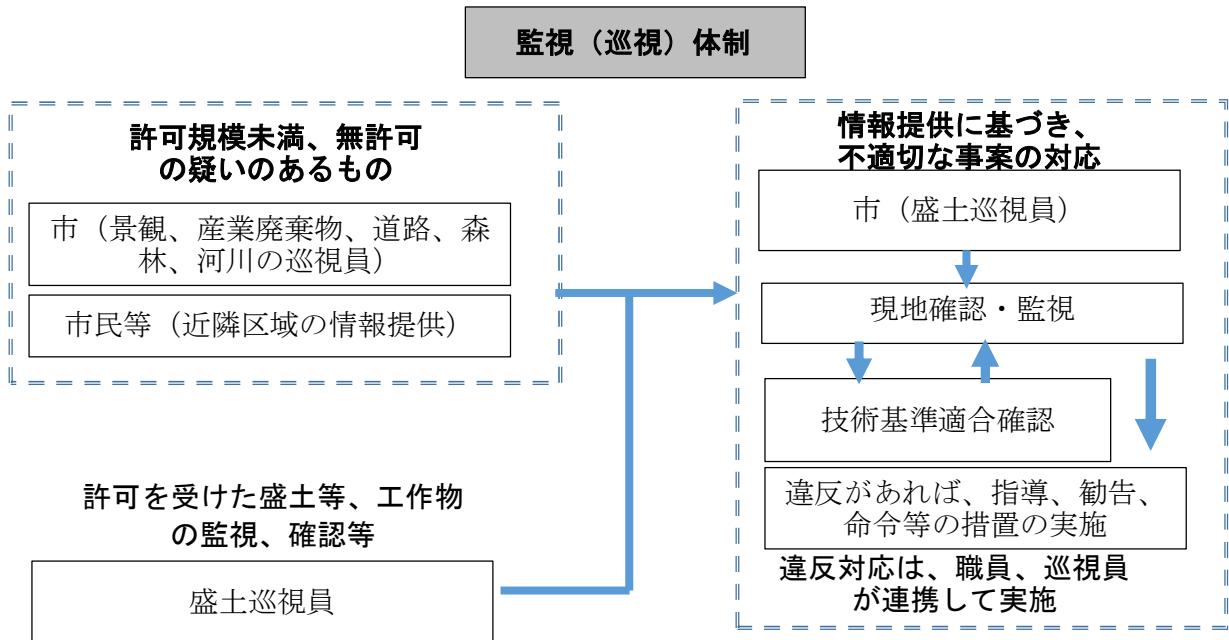
<条例>

（巡視活動）

第30条 市長は、不適切な盛土等の施工、工作物の設置及び建設発生土の搬出を防止し、斜面の安全の確保を図るために必要な巡視活動を行うものとする。

解説

- ◆巡視活動の目的は、無許可事業を把握及び監視に加え、許可事業の施工状況について確認することである。このため、専任の盛土巡視員を配置して、定期巡回を行うこととしている。
- ◆巡視活動においては、他法令に基づく景観・産廃・道路・河川・森林開発等の巡視員（パトロール）及び担当部局と情報共有を図りつつ、市民等から不適切な事案の通報を受け付けることで、早期に不適切な事案を確認し、是正指導を行うこととしている。



5. 2 報告の徴収及び立入調査（条例第31条、規則第29条）

○特定事業の適正な実施を確認するため、又は条例の違反者や違反の疑いがある者に対して事実確認や情報収集を行うため、報告等を求め、必要に応じて事業区域に立ち入って調査を行う。

<条例>

(報告の徴収及び立入調査)

- 第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所、事業区域若しくは土砂を搬出し、処分し、若しくは仮置きする土地に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

<規則>

(身分証明書等)

- 第29条 条例第31条第2項の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。
- 2 法第7条第1項（法第24条第2項（法第48条において準用する場合を含む。）及び第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。
- 3 法第7条第2項の許可証は、様式第5号によるものとする。

解 説

- ◆第1項の報告や資料提出の要求は、条例に基づく許可を受けた者だけでなく、条例違反又はその違反の疑いがある者に対して行うことができる。
- ◆報告徴収や立入調査は、事業者に対して行うことができる。元請負人、下請負人に対しては報告等を求めるとはできないが、事業者を通じて施工状況等の確認に必要な事項や書類について提出を求めることができる。
- ◆立入調査は、他人の土地や事務所等に強制的に立ち入るものであることから、財産権やプライバシー等の権利などを侵害しないように、権限の行使に当たっては特に慎重な配慮が必要である。このため、立入調査に際しては、「職員」であることを明確にするため、身分証明書の携帯と関係人への提示を義務付けている。
- ◆立入調査は、行政処分を目的とする場合だけでなく、斜面の安全確保、災害発生の防止等に関する指導監督を目的とする場合にも行うことができる。

第5章 雜則

様式第4号（第29条関係）

(表面)

身 分 証 明 書		
年 月 日	交付 第 号 (有効期間 年 月 日まで)	
所 属	職 名	氏 名

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による土地の立入り等、第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等、第24条第1項（法第48条の規定により準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び法第43条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証する。

鳥取市長

(裏面)

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2～5 略

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えないなければならない。

2・3 略

(立入検査)

第24条 都道府県知事は、（中略）権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2・3 略

(立入検査)

第43条 都道府県知事は（中略）権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2・3 略

様式第5号（第29条関係）

基礎調査のための土地の試掘等の許可証

第 年 月 日
号

様

鳥取市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、下記の行為を許可する。

試掘等を行う目的	
試掘等を行う地番	
障害物の種類及び地番	
試掘等を行うために必要な面積	
土地（障害物）の所有者及び占有者の氏名	
試掘等の方法及び範囲	
試掘等を行う期間	
責任者所属職氏名	

注 不要の項及び部分は抹消すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

5. 3 指導及び助言（条例第32条）

○斜面の安全確保及び災害発生の防止等において、必要がある場合は、指導又は助言を行うことができる。

<条例>

(指導及び助言)

第32条 市長は、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導又は助言をすることができる。

解 説

- ◆指導又は助言は、条例の目的となる斜面の安全確保、災害発生の防止などが図られるよう、事業者に必要な措置の実施を誘導する手段であるが、強制力はない。あくまで指導又は助言を受ける側の意思が尊重されることになる。
- ◆「指導及び助言」は、条例に基づく許可を受けた者だけでなく、条例違反をした者又はその違反の疑いがある者に対して行うことができる。
- ◆条例の施行日以前に工事完成又は工事着手するなど、条例が適用されない事業についても、斜面の安全、災害の発生に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、事業者に対して「指導及び助言」を行使できるものとしている。

5. 4 勧告（条例第33条）

○条例の目的を達成するため、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全確保及び災害発生の防止に必要な措置を講じるよう勧告することができる。

<条例>

(勧告)

第33条 市長は、斜面地の工作物の設置及び建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

解 説

- ◆本条は、条例の規定に従わない事業者や「指導、助言」の行使にも関わらず必要な措置を講じない事業者に対して、一定の措置を行うように勧め、又は促す行為として設けた規定である。
- ◆「勧告」は、「指導及び助言」に比べて、斜面の安全確保等の措置を告げ、強く勧めることになるため、勧告ができる対象を許可事業者又は搬出許可事業者にしている。

5. 5 命令（条例第34条）

- 条例に違反するなど不適切な事業を行った者に対して、斜面の安全を確保する措置を講ずる義務を課す具体的な処分として、命令を行うことができる。
- 命令に従わない者の氏名・名称は、公表することにしている。

<条例>

(命令)

- 第34条 市長は、許可事業者（第17条の規定により許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が第4条第2項の規定に違反し、特定事業を実施したと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、第10条第1項又は第12条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定事業を実施した者（第17条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 3 市長は、第26条第1項又は第27条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定建設発生土搬出を実施した者（第29条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該建設発生土の搬出を中止すること及び期限を定めて当該建設発生土の撤去その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 4 市長は、前3項の規定によるほか、前条の規定による勧告をした場合において、特定事業又は特定建設発生土搬出の実施により、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者又は搬出許可事業者（第17条又は第29条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 5 市長は、前各項の規定によるほか、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、特定事業又は特定建設発生土搬出を実施している者（第17条又は第29条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 6 市長は、前各項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び命令に従わない者の氏名又は名称を公表するものとする。

解 説

- ◆本条は、第1項が許可を受けた者に対する命令、第2項から第5項が条例の許可を得ていない事業を含めた特定事業、建設発生土搬出に対する命令としており、命令対象を限定している。
- ◆第4項は、必要な措置を講ずるように勧告したにも関わらず、当該措置を実行しないため、斜面の安全確保等に重大な支障があると認められる場合に、必要な措置を行う期限を定めて命令できることにしている。
- ◆「命令」は、行政罰につながる行為になることから、慎重に進めることが必要であり、裁量の範囲を「許可を受けた者」又は「斜面の安全が急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認められる状態であることが明白である事業を行った者」に限定している。

- ◆命令に従わず、条例の責務を果たさない者は、一般に周知することを目的に、その氏名・名称を公表することにしている。
- ◆特定事業及び特定建設発生土搬出に対する命令は、以下のとおりとしている。

特定事業に対する命令

命令の対象者	命令するとき	命令できる措置
許可事業者	・許可を受けている（許可を取り消された者を含む）が、技術基準に違反し実施したと認めるとき	・特定事業を中止すること ・期限を定めて特定事業に係る工作物の撤去 ・原状回復 ・その他斜面の安全の確保 ・災害発生の防止 ・良好な自然環境若しくは生活環境の保全
無許可事業者	・許可を受けずに実施したと認めるとき ・許可を受けているが、事業計画の変更の許可を受けずに実施したと認めるとき	・期限を定めて必要な措置を講ずべきこと
勧告を受けた許可事業者	・特定事業の実施により、斜面の安全の確保等に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき	・期限を定めて必要な措置を講ずべきこと
特定事業を実施している者	・斜面の安全の確保等に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき	・期限を定めて必要な措置を講ずべきこと

特定建設発生土搬出に対する命令

命令対象者	命令するとき	命令できる措置
無許可事業者	・許可を受けずに実施したと認めるとき	・建設発生土搬出の中止すること ・期限を定めて建設発生土の撤去 ・その他斜面の安全の確保 ・災害発生の防止 ・良好な自然環境若しくは生活環境の保全
勧告を受けた許可事業者 (搬出許可事業者)	・特定建設発生土搬出の実施により、斜面の安全の確保等に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき	・期限を定めて必要な措置を講ずべきこと
特定建設発生土搬出を実施している者	・斜面の安全の確保等に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき	・期限を定めて必要な措置を講ずべきこと

5. 6 許可台帳（条例第35条、規則第30条）

○条例に基づく処分等の事項を記録するものとして、許可台帳を整備し保管する。

<条例>

(許可台帳)

第35条 市長は、規則で定めるところにより、この条例の規定による処分、報告その他の事項に係る台帳を整備し、保管するものとする。

<規則>

(許可台帳の記載事項)

第30条 条例第35条の台帳には、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 特定事業の許可に係る台帳 次に掲げる事項

ア 許可年月日、許可番号及び許可に付した条件

イ 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ウ 特定事業の内容及び期間

エ 事業区域の所在地及び面積

オ 保証金の額及び預入した金融機関の名称

カ 変更の許可の年月日及びその内容

キ 軽微な変更の届出の年月日及びその内容

ク 中間検査の通知の年月日及びその内容

ケ 完了検査の通知の年月日及びその内容（特定事業を廃止した場合にあっては、その理由）

コ 特定事業を承継した者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに承継した理由

サ 廃止時検査の通知の年月日及びその内容

シ その他市長が別に定める事項

(2) 特定事業の定期的な報告に係る台帳 次に掲げる事項

ア 許可年月日及び許可番号

イ 許可事業者（特定事業を承継した者を含む。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ウ 特定事業の内容

エ 事業区域の所在地

オ 定期報告の対象期間及び受理年月日

カ 特定事業を完了し、又は廃止した後の定期報告にあっては、特定工作物の維持管理に係る不備又は異変の概要

キ その他市長が別に定める事項

(3) 特定建設発生土搬出の許可に係る台帳 次に掲げる事項

ア 許可年月日及び許可番号

イ 搬出許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ウ 搬出する土砂の数量

エ 土砂を搬出する期間

- オ 土砂の搬出先に関する事項
- カ トレーサビリティシステムの利用に関する事項
- キ 変更の許可の年月日及び内容
- ク 軽微な変更の届出の年月日及びその内容
- ケ 特定建設発生土搬出の完了等の報告の年月日
- コ その他市長が別に定める事項

解 説

- ◆許可受けた特定事業等について、第三者に対し、許可の内容を知らしめ、許可事業に影響が及ばないようにすると同時に、土地取引等に不測の損害を被ることがないようにする目的で許可台帳を整備し、保管することにしている。
- ◆許可台帳に記載した事項等については、鳥取市ホームページに公表することで、一般に周知を図ることにしている。
- ◆許可台帳は、申請者の求めに応じて、記載事項の証明を交付できるようにしている。

5. 7 手数料（条例第36条）

○条例に基づく手続きについては、手数料を徴収することにしている。

<条例>

(手数料)

第36条 別表の区分欄に掲げる行為を求める者は、それぞれ同表の金額欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

解 説

◆条例に基づく許可等においては、必要な手数料を納付しなければならない。

手続に必要な手数料

事業	区分	金額（1件につき）
特定事業 (斜面地への工作物の設置)	許可	91,000円
	変更の許可	53,000円
	中間検査	26,000円
	完了検査	33,000円
	廃止時検査	33,000円
特定建設発生土搬出※	許可	10,000円
	変更の許可	6,000円
証明書(許可台帳記載事項)	交付	650円

※トレーサビリティシステムに利用者として登録をしている者が許可の申請をする場合を除く。

5. 8 規則への委任（条例第37条、規則第31条、第32条）

○条例の施行に必要な事項については、規則に委任する。

<条例>

(規則への委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<規則>

(書類等の提出部数)

第31条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する書類その他書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(雑則)

第32条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

解 説

◆条例に定める事項の細目や手続きについて、規則で定める根拠を示したものである。

◆許可、届出、報告において、市に提出する書類は、正副本の合計2部としている。